

## 第3章 学科課程

### 1. 学科課程と専攻制

本学の生活学科は家政学を基盤としながらも、なお多方面の志向をもつ学生の希望に応えるため、2、3に揚げる二つの専攻と一つの専攻科にわかれている。各科目の学習は、それぞれ、専攻により異なる。各専攻を対象に、本学には別表（P10～P16）に揚げる学科目が開設されている。

### 2. 専攻について

#### ○食物栄養専攻（通称D専攻）

本学生活学科食物栄養専攻では、必要単位の修得により栄養士免許が取得できる。フードスペシャリスト資格は必要単位の修得、協会認定試験合格により取得できる。

##### 【教育目標】

1. 乳幼児、小中高生、成人、高齢者等のライフステージや各々のライフスタイルに応じた栄養と食事、健康についての専門性を身につけ、対象者個々の状況に適した栄養・食事管理ができる栄養士を育成する。
2. 「子どもと食育」「医療と福祉」「フードサービス」「健康と運動」の各分野において、実務に強く社会人として求められる人間性（＝栄養士キャリア力）を身につけた栄養士をめざす。

#### ○児童生活専攻（通称C専攻）

本学生活学科児童生活専攻の2年間において、保育者としての資質を磨き、保育の専門分野の教育を修得する。本専攻2年間で必要単位修得により、幼稚園教諭二種免許状が取得できる。

##### 【教育目標】

1. 人として豊かな感性を持ち、思いやり、優しさ、常識を持った人間形成をめざす。
2. 子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもの発達に応じた全人的な育ちを保障することのできる専門的な知識、技術、態度を身につける。
3. 子どもを取りまく社会、地域、家庭を理解し、保護者及び地域の子育て家庭を支援する専門性を身につける。
4. 実習を通して経験を積み、即戦力となる保育者となることをめざす。

### 3. 専攻科について

#### ○専攻科児童生活専攻

本学生活学科児童生活専攻において、保育者養成の基礎教育を経た者が本専攻に進学し、所定の単位を修得修了することにより、保育士資格が取得できる。

##### 【教育目標】

1. 2年間の保育者養成課程の学びを基に、さらに保育の専門的、学際的な知識と技術、態度を身につける。
2. 専門コースの選択によって各自の関心を深め、より深い専門的な知識を持った保育者をめざす。
3. 年間を通じた実践的な学習により、観察力、洞察力、さまざまな場や人に応じた対応力、総合的な判断力を養う。

### 4. 科目の履修と単位の修得

学生は、本学の卒業ならびに各専攻が設定する免許や資格の要件を満たすために指定された科目を履修し、それぞれの単位を修得しなければならない。

## ○科目と単位の修得

本学の科目は短期大学設置基準、栄養士法施行規則、児童福祉法施行規則にのっとり、学則上は次のように構成され、科目にはそれぞれ単位が指定されている。

基礎教育科目

専門科目（必修・選択）

しかしながら、学生便覧では学生が理解しやすいよう、次のように専攻別に大別し、単位数、担当者、必修（免許・資格を含む）、開講時期、授業形態を科目ごとに記載している。

食物栄養専攻 基礎教育科目、専門科目

児童生活専攻 基礎教育科目、専門科目

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習（授業時間外の準備または学習を含む）を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算する。

- 1) 講義については、毎週1時間15週の授業を1単位とする。よって、通常、半期（前期または後期）のうち、毎週2時間（1コマ）15週の講義は2単位となる。
- 2) 演習については、毎週2時間（1コマ）15週の演習を1単位とする。ただし、語学関係の科目については、2単位とする。
- 3) 実験・実習については、毎週3時間（1コマ）15週の実験・実習を1単位とする。ただし、実技については、毎週2時間（1コマ）15週の実技を1単位とする。
- 4) 講義演習は講義と演習を組み合わせた授業形態で、毎週1時間15週の授業を1単位とする。よって講義と同様に1コマは2単位とする。

以上の基準に従って、学科課程および時間割が編成されている。ただし、受講者が4名に満たない場合には開講されないことがある。

## ○単位の修得

授業を受けただけでは、単位を修得したことにならない。学期始めの定められた期日までに履修登録票を提出し、定められた時間の授業3分の2以上出席し、試験を受け、担当教員から合格したことを認定されてはじめて単位が修得できる。

## ○専攻別卒業要件単位数および必修単位数

### ◆食物栄養専攻

基礎教育科目より必修科目を含む12単位以上を修得する。専門科目よりⅠ・Ⅱ合わせて栄養士免許必修科目および栄養士卒業必修科目、栄養士卒業選択必修科目（4単位）を含む61単位以上を修得する。合計で73単位以上修得すること。

栄養士免許取得を延期した者は、基礎教育科目12単位以上を修得する。専門科目はⅠ・Ⅱ合わせて28単位以上を修得する。合計で62単位以上修得すること。

フードスペシャリスト（FS）資格を得ようとする者は、フードスペシャリスト資格科目（23単位以上）を全て修得し、協会が実施する試験に合格する必要がある。栄養士、FS両方の資格取得に必要な合計単位数は78単位以上となる。

〔給食管理実習の履修等に関する規程（抄）〕

〔給食管理実習履修の可否〕

第2条 食物栄養専攻の学生のうち1年次の成績が次に掲げる第一号及び第二号に該当する者に対しては、原則として、2年次における給食管理実習の履修を許可しない。

- 一 「栄養士専門科目Ⅰ」に分類されている栄養士免許取得必修18科目のうち、2科目以上の単位を1年次に修得できなかった者

- 二 前号で定めた18科目の成績を、Aは3、Bは2、Cは1として合計し、18で除した値が1.20未満の者
- 2 前項に定める給食管理実習不許可の判定については、専攻会議において審議する。

[栄養士実力認定試験]

2年次12月に、全国栄養士養成施設協会認定の『栄養士実力認定試験』を受験する。  
問題数は専門科目について計80題である（時間120分）。

[その他注意事項]

注1) 科目名のあとにIまたはIIを付した科目においては、Iの科目を履修した者がIIの科目を履修することができる。